［略］										
4　第14条第４号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの									
	(2)　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
合　計										

注１　法第108条第１項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第１号ロ、第２号ロ、第３号ロ及び第４号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

［削る］

［削る］

２　第14条第２号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもののうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

３～７　［略］

［第２表　略］

［同左］										
4　第14条第４号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの									
	(2)　同号ロに掲げるもの									
	(3)　同号ハに掲げるもの									
	小　計									
合　計										

注１　法第108条第１項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

(1)　第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもののうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

(2)　第14条第１号ハ、第２号ハ及び第３号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもの

［新設］

２～６　［同左］

［第２表　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）

第二条　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。